

京都府工事等競争入札心得第11条第12号の運用について

平成24年1月
京 都 府

京都府工事等競争入札心得第11条第12号の運用について、次のとおり定める。

1 有効としない内訳書について

(1) 内訳書の未提出等

- ア 内訳の全部又は一部が提出されていない場合
- イ 内訳書とは無関係な書類が提出された場合
- ウ 他の工事等の内訳書である場合
- エ 内訳書が白紙である場合
- オ 内訳書が特定できない場合
- カ 内訳の記載が全くない場合

(2) 内訳書内容の不備

- ア 内訳に必要な工種に未記載又は誤りがある場合。ただし、一部文字の誤字・脱字はあるが、明らかにその工種であると認められるものは有効とする。
- イ 内訳書の縦計算及び合計額に誤りがある場合
- ウ 入札書記載金額と内訳書の合計額が相違する場合
- エ 値引きなどマイナス表示が記載されている場合。ただし、スクラップ控除等マイナス計上すべきもの、又は入札書記載金額と一致させるために千円未満の端数を処理したものは有効とする。
- オ 表紙がない場合又は表紙に工事番号、工事名及び名前又は商号の全部又は一部の記載がない場合。
- カ 工事番号又は工事名に誤りがある場合。ただし、一部文字の誤字・脱字はあるが、明らかに入札対象工事等と認められるものは有効とする。
- キ 名前又は商号に誤りがある場合。ただし、一部文字の誤字・脱字はあるが、明らかにその者のものと認められるものは有効とする。

(3) 提出ファイルの不備

- ア 京都府公共工事電子入札運用基準で定めるファイル形式以外で提出した場合
- イ コンピューターウイルスに感染したファイルで提出した場合

2 内訳書の再提出について

入札書を提出した者は、必要に応じ内訳書を再提出することができる。内訳書を再提出する場合は、発注機関へ事前に電話又は来庁による申出を行い、発注機関が指示する日時（指示がない場合は、開札予定日時）までに、紙による持参又はFAX送信により提出することとする。
また、発注機関は、内訳書不備に対する指摘や再提出の指示は行わないこととする。

3 入札参加者等からの問い合わせについて

発注機関は、開札前に入札参加者等から提出された内訳書が有効であるかの問い合わせに応じないこととする。
落札決定通知書発行後、無効の入札とした理由について発注機関へ問い合わせした者に対しては、口頭で回答することとする。

4 内訳書の調査について

内訳書の有効性を確認する調査は、落札候補者のみとすることができる。ただし、発注機関が必要と認める場合は、当該調査を入札参加者の全部又は一部に対し行うことができる。